

ワシントン条約第 7 条第 6 項に基づく研究施設登録の制度構築に関する
検討会議（設置要綱）

平成 30 年 6 月
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室

1. 目的

野生動植物の科学研究を推進する観点から、当該研究に用いる標本の輸出入手続きを簡便にするために、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下ワシントン条約という）第 7 条第 6 項に基づく条約の規制手続きの免除措置の導入に向けた検討を進めることを目的とする。

2. 構成

本検討会議は、経済産業省により選定された有識者をもって構成する。
（関係各省庁はオブザーバーとして参加する。）

3. 検討事項

本検討会議の検討事項は、ワシントン条約第 7 条第 6 項に基づく条約の規制手続きの免除措置の導入のための以下の項目とする。

- （１）科学施設の登録基準及び審査方法の策定
- （２）対象標本の具体的内容
- （３）ラベルの表示内容及び発給の手順
- （４）その他（本制度導入に必要な事項）

4. 座長

- ・本検討会議には座長を置き、座長は委員の互選により選任する。
- ・座長は検討会議の議事運営を行う。
- ・座長は、必要に応じて、委員以外の有識者に対し、検討会への出席を求めることができる。
- ・座長が欠席する場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

5. 事務局

本検討会議の事務局は、貿易管理部野生動植物貿易審査室が務める。

6. その他

本検討会議は公開とする。資料については原則公開とするが、公開することが不適切なものについては、座長の判断で非公開にすることができる。議事要旨は公開とする。

7. その他

この要綱は平成30年6月29日より施行する。

以上